

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

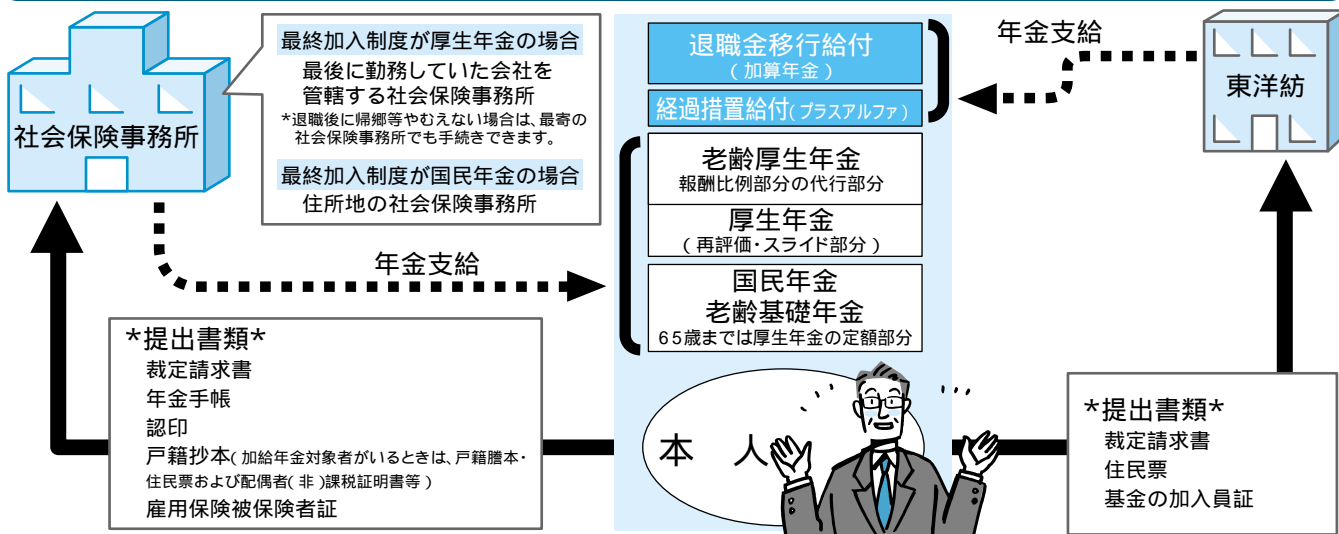
やさしい
年金講座(その53)

年金の手続きについて

Q 私は昭和20年4月10日生まれで、もうすぐ60歳になります。年金の手続きはどのように行えばよいのでしょうか？ 現在、私は在職中で、定年を迎えた後は、失業保険を受給するつもりです。

A 公的年金を受給するためには、裁定請求を行わなければなりません。60歳から報酬比例部分を、63歳から定額部分が支給開始になります。ただし、失業保険を受給している間は、年金は全額停止になります。受給権が発生したら、全額停止であっても、必ず年金の裁定手続きを行ってください。失業保険受給終了後は、自動的に年金が支給開始になります。5年以上遅れて手続きをした場合は、5年までさかのぼって支給されます。

裁定手続きについて 支給開始年齢になったら、国の年金は社会保険事務所へ、基金の年金は東洋紡へ裁定請求してください。



裁定時期について 昭和60年の年金改正で、老齢基礎年金も老齢厚生年金も支給開始年齢は65歳とされました。ただし、経過措置として厚生年金保険の被保険者期間が1年以上ある人は、下記の表のように65歳になる前に受けられる「特別支給の老齢厚生年金」があります。

厚生年金(国)の支給開始年齢			
男性	女性	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	老齢厚生年金
昭16.4.1以前生まれ	昭21.4.1以前生まれ	60歳	老齢基礎年金
昭16.4.2～昭18.4.1生まれ	昭21.4.2～昭23.4.1生まれ	61歳	老齢厚生年金
昭18.4.2～昭20.4.1生まれ	昭23.4.2～昭25.4.1生まれ	62歳	老齢基礎年金
昭20.4.2～昭22.4.1生まれ	昭25.4.2～昭27.4.1生まれ	63歳	老齢厚生年金
昭22.4.2～昭24.4.1生まれ	昭27.4.2～昭29.4.1生まれ	64歳	老齢基礎年金
昭24.4.2～昭28.4.1生まれ	昭29.4.2～昭33.4.1生まれ	65歳	老齢厚生年金
昭28.4.2～昭30.4.1生まれ	昭33.4.2～昭35.4.1生まれ	66歳	老齢基礎年金
昭30.4.2～昭32.4.1生まれ	昭35.4.2～昭37.4.1生まれ	67歳	老齢厚生年金
昭32.4.2～昭34.4.1生まれ	昭37.4.2～昭39.4.1生まれ	68歳	老齢基礎年金
昭34.4.2～昭36.4.1生まれ	昭39.4.2～昭41.4.1生まれ	69歳	老齢厚生年金
昭36.4.2以降生まれ	昭41.4.2以降生まれ	70歳	老齢基礎年金

設問の場合は...
60歳から報酬比例部分が支給されるので、60歳到達時に、年金の手続きをする。
63歳から自動的に定額部分の年金が増加して支給される。



(注意) 支給開始年齢に到達しても、在職中で厚生年金の被保険者である場合は、在職老齢年金の取扱いにより、一部または全部が停止される。失業保険受給中は全額停止される。

*今後とりあげてほしいご質問等がございましたら、shakaihoken_well@staff.toyobo.co.jpまでメールしてください。